

れいわ ねんど ほいくしょうとうにゅうしょうあんない
令和7年度 保育所等入所案内



目次

保育所（園）一覧表・・・・・・・・・・P1	8. 保育料・副食費について・・・・・・・・P13
1. 保育所とは？・・・・・・・・・・P3	保育料徴収金額表・・・・・・・・・・P15
2. 入所の基準・・・・・・・・・・P3	9. 育児休業取得（予定）の方へ・・・・P16
3. 保育の認定について・・・・・・・・P4	10. よくある質問とその回答・・・・P17
4. 保育所の入所申請の流れ・・・・・・・・P5	11. ファミリー・サポート・
5. 入所申請に必要な書類・・・・・・・・P7	センター事業について・・P19
6. 申請後・入所後の手続き・・・・・・・・P9	12. 病児・病後児保育事業について・・P20
7. 入所選考について・・・・・・・・P10	13. 申請書記入例・・・・・・・・・・P21
入所選考基準表・・・・・・・・・・P11	

保育所（園）についてのご相談がありましたら、保育所・幼稚園課保育支援係までご連絡下さい。

〒838-0126 小都市二森1167番地1（あすてらす内）

保育所・幼稚園課 保育支援係 ☎（0942）72-6666（内線723・724）

※毎週水曜日（祝日の場合は翌日）はあすてらすの休館日ですが、保育所・幼稚園課窓口は開いています。

お電話につきましても、ガイダンスに従い操作していただくと、保育所・幼稚園課へつながります。

えん どういちらんひょう
保育所（園）等一覧表 （令和7年4月）

保育所名	所在地	定員	電話番号	開所時間 （ ）は保育短時間認定の設置時間			
				月曜～金曜	延長	土曜	
①三国保育所	三沢4130番地1	110名	0942-75-5031	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00	
②御原保育所	二夕1513番地	80名	0942-72-5100	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00	
③大崎保育所	大崎828番地1	30名	0942-72-8337	7:20～18:20 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00	
④小郡保育園	寺福童957番地1	130名	0942-72-3474	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00	
⑤味坂保育園	八坂201番地	140名	0942-72-1101	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～18:30	～18:00	
⑥松崎保育園	松崎677番地1	80名	0942-72-6537	7:30～18:30 (9:00～17:00)	～19:00	～18:30	
⑦城山保育園	干潟1135番地1	90名	0942-72-5306	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30	
小郡中央 保育園	⑧ ほんえん 本園	小郡 76 番地	90名	0942-72-3883	7:30～18:30 (8:00～16:00)	～19:00	～18:30
	⑨ ぶんえん 分園	おおいだい 大板井391 番地51	50名	0942-73-1515			
⑩大原保育園	大板井620番地2	90名	0942-72-8388	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30	
⑪三国が丘 保育園	三国が丘四丁目 124番地2	100名	0942-75-8460	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～19:00	～18:00	
⑫みすず 保育園	津古1003番地	90名	0942-23-0876	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00	
⑬さくら乳児 保育園	美鈴が丘五丁目 25番地11	36名	0942-75-2023	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00	
⑭のびっこ 保育園	小郡753番地11	40名	0942-73-3035	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～18:30	～18:30	

しょうきぼほいくじぎょう
小規模保育事業

⑮小規模保育 あすみ園	あすみ一丁目40	12名	0942-65-6067	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
New! ⑯小郡こひつ じ園	祇園二丁目7-4	19名	092-287-6580	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
New! ⑰すばる ナーサリー	三国が丘五丁目37	19名	0942-23-0375	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30

※小郡中央保育園の分園、さくら乳児保育園、小規模保育事業所3園は0、1、2歳児が対象。

※あすみ園の土曜の保育は、連携施設のみすず保育園で実施。

※小郡こひつじ園の連携施設は松崎保育園と味坂保育園。また、電話番号はこどもの園こひつじの番号。

すばるナーサリーの連携施設はすばるこども園。また、電話番号はすばるこども園の番号。

ようほれんけいがたにんてい 幼保連携型認定こども園	ていん 定員	でんわばんごう 電話番号	げつよう きんよう 月曜～金曜	えんちよう 延長	とよう 土曜	
⑱すばる こども園	おおほ 大保960番地	保育部分 110名	0942- 23-0375	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
ようちえん 幼稚園型認定こども園						
⑲三井幼稚園	ふきあげ 吹上993-1	保育部分 138名	0942- 72-6984	7:30～18:30 (7:30～15:30)	—	～15:30

※認定こども園の保育部分（2・3号認定）は、保育所同様に市で入所選考を行う。教育部分（1号認定）については各園で選考なので、利用希望の園へ要問合せ。

※三井幼稚園の保育部分は1～5歳児が対象。



↑小郡市のホームページから、各園のホームページにアクセスできます

1. 保育所とは？

保護者が仕事・病気などを理由に家庭での保育ができない場合に、保護者の代わりに子ども（就学前の児童）の保育をする施設です。

2. 入所の基準

児童の父母、同居している親族その他の者（高校生以下と64歳以上の方を除く）のいずれもが次のいずれかに該当することにより、家庭での保育が困難であると認められる場合に、保育所に入所することができます。

家庭で保育ができない理由	認定可能な期間
① 就労 日常の家事以外の仕事を、月64時間以上している	雇用期間
② 妊娠・出産 妊娠中または出産後間がない	出産予定日（または出産日）を含む前後6ヶ月間のうち必要な期間 ※ただし、入所希望日は出産予定日の2か月前の1日から
③ 疾病・障がい 病気、負傷、心身の障がいにより、家庭での保育が困難である	病気、負傷の場合は、診断書に記載されている治癒までにかかる期間 障がいの場合は各種手帳の有効期間
④ 介護・看護 親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要性がなくなるまで
⑤ 災害復旧 災害の復旧に当たっている	復旧作業の必要性がなくなるまで
⑥ 求職活動 求職活動を行っている	入所してから（在園児の場合は他の保育の必要性がなくなった日から）90日後が属する月末まで
⑦ 就学 就学中である（就学時間が月64時間以上の場合）	在学期間
⑧ 育児休業 取得時の継続利用 育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	育児休業復帰まで
⑨ その他 上記に類する状態として市が認める場合	

3. 保育の認定について

I 保育の支給認定について

保育所、認定こども園、幼稚園（新制度移行）などの利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定を受ける必要があります。状況に応じて次の3つの区分に分けられます。

認定区分	給付内容		年齢	利用先
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園等での教育を希望する場合	満3歳以上	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	保育認定	家庭での保育が困難で、保育所等での保育を希望する場合	満3歳以上	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定			満3歳未満	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育所 など

II 保育の必要量について

2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要性に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに分けられ、保育所の利用可能時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間	保育の必要性
保育標準時間	1日あたり最長11時間+延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 月の就労時間が120時間以上 妊娠、出産 など
保育短時間	1日あたり最長8時間+延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 月の就労時間が64時間以上120時間未満 求職活動中 育児休業取得中 など

上記のほか、保護者の状況に応じて保育標準時間もしくは保育短時間の認定を行います。

また、保育時間は各施設で定めており、それぞれ異なります。各園の保育時間については、1～2ページの一覧表でご確認ください。

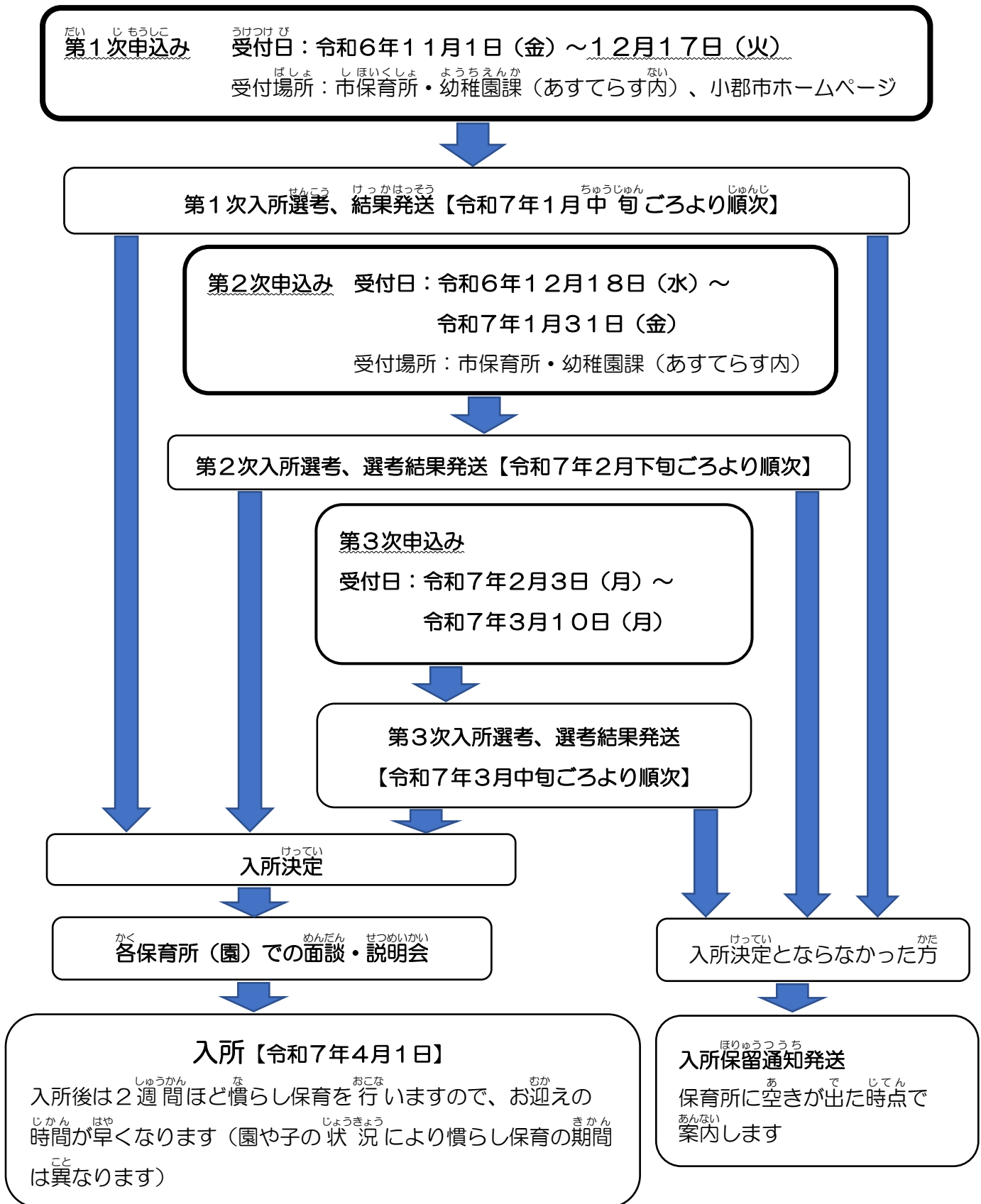
III 保育必要量の変更について

ご提出いただいた保育の必要性を確認する書類により、保育必要量を決定しますが、「保育標準・短時間希望に関する申立書」等により、変更する場合があります。様式は、市窓口または小郡市ホームページにあります。

なお、認定変更は申立書の提出があった翌月から適用されます。また、月途中での変更はできません。

4. 保育所の入所申請の流れ

I 一斉入所（令和7年4月1日入所）の場合



※令和7年3月11日（火）以降の申込みは、年度途中入所（5月以降）になります。

※申請書は市保育所・幼稚園課窓口でお配りしているほか、小郡市ホームページでもダウンロードが可能です。

Ⅱ 年度途中入所の場合

毎月1日が入所日。原則、月途中での入所はできません。

入所案内および、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）の配布
配布場所：市保育所・幼稚園課（あすてらす内）、小郡市ホームページ

申請受付（随時受付）

申請締切：入所希望月の前月10日（土・日・祝日の場合はその前日）。

ただし育児休業復帰に伴う入所申請の場合、前々月10日までの提出でも受付。

（例）6月1日入所希望の場合、申し込みは5月10日までに提出、当月選考。

育児休業復帰の方で4月10日までに提出した場合は、そこから2回選考。

市保育所・幼稚園課で入所選考【当月中旬】

入所決定【当月20日以降（目安）】

各保育所（園）での利用説明

入所【毎月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を行いますので、お迎えの時間が早くなります。

（園や子の状況により慣らし保育の期間は異なります）

決定とならなかった方

入所保留

翌月に再度選考を行い、保育所に空きが出た時点で選考基準点の高い順に案内します。

なお、申請書の有効期限は年度末まで（令和8年3月31日まで）です。

令和8年4月1日入所を希望する際は、

令和7年11月に再度申請をしてください。

5. 入所申請に必要な書類

I 全ての方が提出する必要がある書類

必要書類	説明
① 施設利用申請書兼児童台帳	入所希望の子ども1人につき1枚 ※21ページに記入例あり
② 保育所入所申込調査票	入所希望の子ども1人につき1枚 必要に感じ、個別に面談させていただく場合があります。 また、ご相談したいことがあれば遠慮なくお申し出ください。
③ 個人番号台帳 (新規申込みの方のみ)	入所希望の子ども1人につき1枚 保護者及び子ども(申請児童本人含む)のマイナンバーを記入してください。また、提出時に本人確認が必要です。 郵送で提出する場合は、保護者全員分の書類のコピー(マイナンバーカードの場合は両面)を提出してください。
④ 重要事項確認書	各項目をご確認のうえ、チェックし署名したものを提出してください。
⑤ 保育の必要性を証明する書類	申請児童の父母及び同居家族(高校生以下と64歳以上の方を除く)全員の提出が必要です。 詳しくは8ページをご確認ください。

II 世帯状況に応じて提出が必要な書類

必要な状況	必要書類	発行者
ひとり親世帯である	戸籍謄本または児童扶養手当証書(コピー可)	本籍地のある市町村
離婚調定中または協議中である	離婚調定中または協議中であることがわかる書類	家庭裁判所、弁護士など
入所希望の子どもが、認可外保育所を利用している	在園証明書	現在通園中の施設長
きょうだい児が、企業主導型保育所や幼稚園等に通園している	在園証明書	現在通園中の施設長
申請書提出時点で市外に住んでいる (転入予定で申請の方)	転入に関する誓約書	申請者(保護者)が記入
入所希望の子どもが、食べ物等のアレルギーがある	アレルギーの指示書	医師
在宅障がい児(児)がいる (入所希望児童含む同居者全員が対象)	障害者手帳または特別児童扶養手当の証書のコピー	居住地の都道府県知事
市外保育所の入所を希望する (小都市内の保育所への通園が困難などの理由がある場合に限る)	市外保育所入所申込み理由書	申請者(保護者)が記入

Ⅲ 保育の必要性を証明する書類

家庭で保育ができない理由	必要書類	様式
会社等に勤務している人 (パート、内職含む)	就労証明書(勤め先が記載)	様式①
育児休業から復帰する人(※1) 育児休業中で、継続利用を希望する人(※1)		
自営業の人	就労証明書(自身で記載) + 自営・農業をしていることが分かる書類(※2)	様式①
農業を営んでいる人		
親族の自営業・農業に協力している人	就労証明書(経営者が記載) + 自営・農業をしていることが分かる書類(※2)	様式①
出産前後の人		
病気療養中の人	申告書 + 母子健康手帳の写し(保護者氏名がわかるページ および出産予定日がわかるページ)	様式②
障がいのある人		
求職中の人	申告書 + 身体障害者手帳または療育手帳の写し等	様式③
介護・看護を行う人	申告書 + 介護・看護状況表 + 介護・看護が必要であることを証明する書類 (医師の診断書、障害者手帳の写しなど)	様式②+ 様式④
就学中の人	在学証明書(在学証明書に就学時間の記載がない場合、1か月の就学時間が分かるものを合わせて提出)	様式⑤

※ 申請書類の様式は、小都市ホームページでダウンロードが可能です。

※1 育児休業取得中は、すでに在園している児童を除き保育所入所はできません。そのため、職場復帰時期に合わせて、入所申請を行う必要があります。その場合、保育所に入所してから1か月以内に復帰してください。詳しくは、16ページ「9. 育児休業取得(予定)の方へ」をご確認ください。

※2 開業届の写しや確定申告書の写しなど、仕事をしていることが確認できる書類を添付してください。ただし、客観性に欠けるものは認められません。

6. 申請後・入所後の手続き

I 保育所を申請中・利用中に状況が変わった場合

勤務状況や家庭の状況が変わった場合、書類の提出が必要な場合があります。下記の場合、速やかに申し出てください。

- ・世帯状況が変わったとき（結婚、離婚、離婚調停中または協議中、その他世帯員の變更など）
- ・就労、就学状況が変わったとき（転職、退職、就労場所や時間の変更、産前産後休暇など）
- ・同居の家族が障がい者手帳または療育手帳等を取得したとき、または資格を喪失したとき
- ・居住地が変更となったとき（転出、転居など）
- ・入所希望期間を変更するとき（年度途中での退所希望など）
- ・家庭内保育が可能になったとき（原則退園） など

II 入所後の要件確認

下記の保育要件で保育所に入所された場合は、入所に書類の提出が必要です。下記のとおり提出してください。

(1) 育児休業復帰に伴う保育所入所の場合

要提出書類：就労証明書（復職年月日が記載されたもの）

育児休業復帰に伴う保育所入所をした場合、入所日より1か月以内に育児休業から復帰する必要があります。復帰したことを確認するため、育児休業復帰後、速やかに就労証明書を提出してください。

（例）令和7年5月1日入所の場合、令和7年6月1日までに育児休業復帰し、就労証明書を提出

(2) 求職活動のため保育所に入所した場合

要提出書類：就労証明書

求職活動のため保育所に入所した場合、入所してから3か月以内に就労証明書を提出してください。

提出締切日に就労証明書を提出できない場合、退所となる場合があります。

（例）令和7年4月1日に入所した場合、令和7年6月30日までに就労証明書を提出

III 次年度（令和8年度）以降の入所申請について

保育所を利用（または申請）している方も、毎年度申請が必要です。

(1) 現在利用している保育所を継続利用したい場合

必要書類（7～8ページ参照）を揃え、各施設が定める期限までに提出してください。

なお、書類の不足や未提出、入所要件に該当しない場合などは退園となる場合があります。

(2) 別の認可保育所へ転園希望の場合

必要書類を揃え、市保育所・幼稚園課の窓口へご提出ください。受付期間は新規申請の方と同じです。また、申請書提出の際に転園希望であることを伝えてください。

(3) 現在保育所を利用中で、継続しない場合

幼稚園への入園や市外転出などにより年度末で退所される方は、退所届の提出が必要です。

現在通園している保育所または市保育所・幼稚園課窓口へ提出してください。

(4) 現在入所申請中（入所保留中）で、次年度以降も継続して入所希望する場合

必要書類を揃え、市保育所・幼稚園課の窓口へご提出ください。受付期間は新規申請の方と同じです。

7. 入所選考について

I 入所選考の方法等

保育所の受入数を超える入所申請があった場合、利用調整を行います。保育の必要性が高い児童から調整します。第1希望の施設が定員超過等の場合には、第2～第6希望の施設にて順次調整します。なお、長期間入所待ちとなっていることや申し込みの順番は、入所の可否には関係しません。

II 優先順位について

利用調整を行う際、両親の勤務時間、日数、世帯の状況等で優先順位を決定します。

優先順位が高い例	優先順位が低い例
<ul style="list-style-type: none">保護者がフルタイム勤務ひとり親世帯きょうだい保育所を利用中	<ul style="list-style-type: none">保護者の勤務時間が短い保護者又は同居家族が求職中

11～12ページ「令和7年度小郡市保育所入所基準表」に基づき、最終合計点の高い順にご案内します。

- 希望者が多数いるなどの理由で希望保育所に入所できない場合や、入所基準に該当せず、入所が認められない場合があります。
- 希望施設に入所できなかった場合は申請書を引き続き保管し、保育所に空きができた場合に優先順位の高い児童から入所のご案内をいたします。なお、申請書の有効期限は年度末（令和8年3月31日）までです。

※期日までに入所に必要な書類が提出されない場合や、書類不備または不正がある場合は、申請が無効になります。

III 入所申請の取り下げ、入所決定後の辞退について

入所申請後に申請を取り下げる場合や、入所決定後に辞退する場合は、速やかにお申し出ください。また、申請取り下げ後に再度保育所等の利用を希望する場合は、再度、申請書の提出が必要になります。

令和7年度小郡市保育所入所基準表				令和	年	月	日	
			児童名			歳		
						歳		
認定項目		基準項目			基準点			
					父	母		
居宅外労働	本人	月160時間以上勤務			20	20		
		月150時間以上勤務			19	19		
		月140時間以上勤務			18	18		
		月130時間以上勤務			17	17		
		月120時間以上勤務			16	16		
		月100時間以上勤務			15	15		
		月80時間以上勤務			14	14		
		月64時間以上勤務			13	13		
自営業及び農業	本人	主たる従事者	月160時間以上勤務			20	20	
			月150時間以上勤務			19	19	
			月140時間以上勤務			18	18	
			月130時間以上勤務			17	17	
			月120時間以上勤務			16	16	
			月100時間以上勤務			15	15	
			月80時間以上勤務			14	14	
			月64時間以上勤務			13	13	
	協力者	月160時間以上勤務			16	16		
		月120時間以上勤務			14	14		
		月80時間以上勤務			12	12		
		月64時間以上勤務			10	10		
内職	本人	月160時間以上勤務			14	14		
		月120時間以上勤務			12	12		
		月80時間以上勤務			10	10		
		月64時間以上勤務			8	8		
病気療養	入院中	1か月以上の入院(2ヶ月に1度証明する場合)			20	20		
		1か月未満の入院			12	12		
	通院中	週3回以上の通院(2ヶ月に1度証明する場合)			12	12		
		週3回未満の通院(2ヶ月に1度証明する場合)			8	8		
	その他	保育が困難とわかる医師の診断書あり(状態、療養の期間が記載してある場合)			16	16		
心身障害	身体障害1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			20	20			
	身体障害3級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			16	16			
	身体障害4級、精神障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合			13	13			
妊娠・出産(出産月を含む前後6か月) ※出産予定月の2か月前から申請可能	産前産後2ヶ月(出産月を含まない)			14	14			
	上記以外の期間			10	10			
育児休業		育児休業復帰 ^{※1} に伴い、保育所入所を希望する場合			居宅外労働適用			
看護・介護	看護・介護	月160時間以上看護または介護			16	16		
		月120時間以上看護または介護			14	14		
		月80時間以上看護または介護			10	10		
		月64時間以上看護または介護			6	6		
就労予定	月160時間以上勤務			18	18			
	月120時間以上勤務			16	16			
	月80時間以上勤務			14	14			
	月64時間以上勤務			12	12			
求職活動中		求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること			5	5		
就学中	職業訓練学校・専門学校・大学等へ在学中(月64時間以上)			14	14			
	職業訓練学校・専門学校・大学等へ通学が内定している(月64時間以上見込)			10	10			

基準点			
●調整項目			
生活保護世帯			6
育児休業明け			3
ひとり親家庭等	ひとり親家庭又は離婚調停(協議)中 (要戸籍謄本。提出できない場合、離婚届の受理証明書、離婚協議書、調停関係書類等、離婚の意思が分かる書類)		14
	両親なし	両親の死亡、行方不明等	10
単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任。(子以外の同居者がいない場合)		5
同居者	求職中		-2
	保育を必要とする書類未提出又は不備		※2
転園 ※3	2人以上のきょうだい児が異なる保育所又は保育所部分を利用中の場合で、一方が他方の園に転園する場合		15
	他の園に転園する場合(上記の場合を除く)		4
兄弟姉妹入所	2人以上のきょうだい児が同時に申請を出す場合		1
申込児童	届出保育施設に当該児童を預けている場合(要在園証明書)		1
その他	同一世帯において自営業・農業のため保育施設等に入所希望の無い児童(0~2歳児)がいる。		-3
	生計中心者の失業(過去6ヶ月以内に失業(倒産、リストラ)があった場合)		6
	保育士の子ども(保護者のいずれかが保育士として市外保育所等に勤務している、または勤務予定である場合に限る。)		2
	市外在住で、市内保育所等で勤務する、又は勤務予定の保育士の子ども(広域入所申請者)		2
	保育所部分のきょうだい児 ^{※4} がいる		40
	認定こども園の教育部分を利用しているきょうだい児 ^{※4} がいて、 同認定こども園の保育所部分に申請を出す場合	きょうだい児が新2号認定を受けている	5
		きょうだい児が新2号認定を受けていない	3
	認定こども園1号部分から同こども園2号部分へ(教育部分から保育所部分へ)		3
	小規模保育所等の卒園児(※5)が連携施設または他の保育所等に通う場合		30
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間以上)		50
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間未満)		20
	保護者のいずれかが放課後児童クラブの指導員として市内に勤務している、または勤務予定である場合		3
	待機中のまま、在園中のきょうだい児が卒園した場合		10
児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合		適宜	
最終合計	父母の基準点のうち低い方の点数+調整項目=最終基準点		
※1 育児休業復帰者について、入所希望月の2か月前の10日までに申し込みをした者については可能な範囲で枠取りを行う。			
※2 同居者の保育を必要とする書類の未提出および不備については、最終基準点を0.5点とする。			
※3 転園希望の場合は、転園の加点のみを適用し、別の調整項目は適用しないものとする。 当該項目の対象児は、選考時点で既に小郡市より保育(2号・3号)認定を受け、かつ認可施設を利用している児童に限る。			
※4 選考時点で既に在園しているきょうだい児がいる場合に限り適用する。また、保護者等の入所要件が求職中の場合は適用しない。			
※5 小規模保育所の卒園児には、小郡中央保育園分園2歳児クラス及びさくら乳児保育園の卒園児を含むものとする。			
※6 保育士、保育教諭、子育て支援員、看護師、調理員、その他市が認めるもの			
※7 保育所、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、認定こども園			

8. 保育料・副食費について

○保育料

保育所の運営に必要な経費の一部に充てられます。令和7年4月1日時点の年齢が3歳以上の児童は無償化対象ですので保育料はかかりません。

保育料の階層は、入所児童の父母の課税額の合計またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計で決定されます。詳細は15ページ「令和7年度小都市保育料徴収金額表」をご確認ください。

- 令和7年4月～令和7年8月の利用者負担額
→令和6年度市民税額（令和5年1月～12月の収入から算定）により計算します。
- 令和7年9月～令和8年3月の利用者負担額
→令和7年度市民税額（令和6年1月～12月の収入から算定）により計算します。

○副食費

保育所で提供されるおかず、おやつ、飲み物等に係る費用です。3歳未満児の副食費は保育料に含まれているため、3歳以上児（令和7年4月1日時点の年齢が3歳以上）のみお支払いが必要です。各園の定める額を、各園に直接お支払いいただきます。

I 保育料・副食費の多子軽減について（算定対象のうち第何子かで保育料が変わります）

区分	算定対象	3歳未満児の保育料			3歳以上児の副食費	
		第1子	第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
所得割額 57,700円未満	とくていひかんとしゃどう 特定被監護者等（※1）	ぜんがく 全額	はんがく 半額	むりょう 無料	めんじょ 免除	免除
ようほごしゃどうせたい 要保護者等世帯（※2） で、所得割額 77,101円未満		全額	無料	無料		
上記以外の場合	特定被監護者等のうち、保育施設等（※3）に入所している児童	全額	半額	無料	ちょうしゅう 徴収	

※1 特定被監護者等…①保護者に監護される者（未成年） ②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者） ③保護者またはその配偶者の直系卑属のうち、生計を一にする者

※2 要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは在宅障がい者がいる世帯

※3 保育施設等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所（企業主導型でない認可外保育施設は含まれない）

II 保育料・副食費の支払方法について

利用する施設		納入方法	
		保育料（3歳未満児クラス）	副食費（3歳以上児クラス）
認可保育所	公立	口座振替または納付書 （原則、口座振替でのお支払い）	口座振替または園へ直接現金でお支払い（原則、口座振替でのお支払い）
	私立	い）	
認定こども園		施設の定める方法で、施設にお支払い	施設の定める方法で、施設にお支払い
地域型保育事業所（小規模保育所）		施設の定める方法で、施設にお支払い	

III 保育料の滞納について

（1）保育料の滞納があった場合

再三の呼びかけにもかかわらず保育料の支払いや納付についての相談等がない場合、勤務先・金融機関等に対して財産調査や差押を執行する場合があります。

（2）分納または児童手当からの差引について

家計の状況等により毎月の支払いが難しい場合、以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ・分納でのお支払い…支払い回数を増やす代わりに1回あたりの支払額を下げ、ボーナス等の際に一括でお支払いする等が可能です。完済までの計画等について市と協議を行い、分納誓約書をご提出いただきます。
- ・児童手当からの差引…児童手当支給の際に支給額の一部または全部を天引きします。天引きする金額や期間等について市と協議を行い、申出書をご提出いただきます。

分納誓約書または申出書をご提出いただいた場合、提出以降の保育料にかかる督促手数料及び延滞金が免除される場合があります。 毎月のお支払いが難しい場合は速やかにご相談ください。

（3）保育料の督促手数料と延滞金について

定められた納期限までに納付のない保育料については、督促手数料として100円を追加徴収するとともに、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金を徴収します。 延滞金の額は保育料を納付された時点で確定します。保育料納付後に延滞金の納付書を発送しますので、納付書により納付してください。

IV 世帯状況、課税状況の変更があった場合

結婚や離婚、離婚調停または離婚協議などにより、世帯の所得や市町村民税額に変更があった場合は、保育料および副食費が変更になる事がありますので、速やかに保育所・幼稚園課までご連絡下さい。 なお、保育料及び副食費の変更は、原則、申請のあった翌月からになります。ただし、結婚の場合は事実発生の翌月から適用になりますので遡って請求を行う事があります。

※改訂により変更する場合があります。

令和7年度小郡市保育料 徴収金額表

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） （単位：円）	
階層区分	定義	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0
B 2	A階層及びC 4階層からD 7階層までを除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0
C 2	均等割額のみ課税世帯	12,000	11,700
C 4	A階層からC 2階層までを除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000
D 1		48,600円以上 61,600円未満	19,000
D 2		61,600円以上 72,400円未満	23,000
D 3		72,400円以上 97,000円未満	28,000
D 4		97,000円以上 169,000円未満	37,000
D 5		169,000円以上 301,000円未満	52,000
D 6		301,000円以上 397,000円未満	65,000
D 7		397,000円以上	65,000

令和7年度小郡市保育料（要保護者等世帯） 徴収金額表

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） （単位：円）	
階層区分	定義	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
B 1	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1	市町村民税の均等割額のみ課税世帯	5,000	4,900
C 3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,500
D 1 - 1		48,600円以上 61,600円未満	9,000
D 2 - 1		61,600円以上 72,400円未満	9,000
D 3 - 1		72,400円以上 77,101円未満	9,000

【注】上記の金額に、多子軽減等が入ります。詳しくは市保育所・幼稚園課窓口までお問い合わせください。

9. 育児休業取得（予定）の方へ

I 育児休業取得中の新規入所について

育児休業取得中は、職場復帰に合わせた入所申請を除き、**新規の保育所入所申請はできません。**
職場復帰に合わせて入所申請を希望する場合、保育所に入所してから1か月以内に復帰する必要があります。
入所後1か月以内に復帰し、復帰後は速やかに就労証明書をご提出ください。
また、入所後2週間程度慣らし保育があります。慣らし保育に対応できるように入所希望日を決定する必要があります。詳しくは市保育所・幼稚園課へご相談ください。

（例1）育休復帰予定日：7月1日の場合 → 入所希望日：6月1日

⇒7月1日に入所した場合、慣らし保育の対応が難しいため、入所希望日は6月1日。
4月10日〆切までに提出し、4月及び5月の2回にわたり、6月1日入所者として選考を行う。
※職場と協議のうえ慣らし保育に対応しながら職場復帰をする場合は、7月1日入所希望も可能。

（例2）育休復帰予定日：7月21日の場合 → 入所希望日：7月1日

⇒7月1日に入所した場合でも2週間程度の慣らし保育期間が経過した後に育休復帰となるため、入所希望日は7月1日。
5月10日〆切までに提出し、5月及び6月の2回にわたり、7月1日入所者として選考を行う。

（例3）育休復帰予定日：7月7日の場合 → 入所希望日：6月1日または7月1日（職場と要調整）

⇒6月1日に入所した場合は入所してから復帰日までの期間が1か月以上になり、7月1日に入所した場合は慣らし保育の対応が難しい。そのため、職場と協議のうえ育休復帰日を7月1日より前に変更して6月1日に入所するか、慣らし保育に対応しながら7月1日に入所するかのどちらか。

II 育児休業取得中の入所継続について（在園児の方）

すでに保育所等を利用している児童がいる場合は**継続利用が可能です**。以下のタイミングで書類の提出が必要ですので、ご利用中の保育所もしくは市保育所・幼稚園課へ遅滞なくご提出ください。

（1）産前産後休暇取得時

保育の必要性が就労から産前産後に切り替わります。申告書と母子手帳の写しをご提出ください。
保育必要量は保育標準時間、保育所の利用可能期間が一時的に6か月後までになります。

（2）育児休業取得時

保育の必要性が産前産後から育児休業中に切り替わります。就労証明書をご提出ください。
保育必要量は保育短時間、保育所の利用期間が年度末まで（就労証明書上の雇用期間が年度末より前に切れる場合はその月まで）になります。

（3）育児休業復帰時

保育の必要性が育児休業中から就労に切り替わります。就労証明書をご提出ください。
保育必要量は勤務時間等に応じて保育標準時間または保育短時間になります。
※復帰したことを確認する書類ですので、就労証明書は育児休業復帰をした後に取得・提出してください。
また、保育標準時間への変更を希望される場合は、前月末日までに申立書を提出してください。

10. よくある質問とその回答

I 入所の申請について

<p>Q1 小郡市に転入予定ですが、小郡市に住民票がない場合でも申請できますか？</p>	<p>A1 申請可能です。ただし、入所する月の前月末までに小郡市へ転入する（住民票を移す）ことが条件です。なお、期日までに転入できなかった場合は入所取り消しとなります。</p>
<p>Q2 転入予定で申請しようと考えていますが、遠方に住んでいるため保育所・幼稚園課窓口での提出ができません。郵送での申請は可能ですか？</p>	<p>A2 郵送でも提出可能です。<u>申請締切日必着</u>です。ので、お早めにお送りください。なお、個人番号台帳の添付書類として、<u>保護者全員分のマイナンバーが分かるもの</u>＋本人確認書類の写し（マイナンバーカードの場合は両面の写し）が必要です。個人情報ですので、簡易書留での郵送をお勧めします。</p>
<p>Q3 申請書提出までに園の見学ができていない場合でも、入所希望可能ですか？</p>	<p>A3 申請可能ですが、入所決定前には見学が必須です。また、園見学をしていない場合、<u>選考状況</u>によっては点数が低い方を先に案内することがあります。<u>可能な限り見学後に申請</u>してください。</p>
<p>Q4 11月現在育児休業中で、翌年8月1日復帰予定です。一斉申込みの際に4月1日入所希望で申請できますか？</p>	<p>A4 育児休業中の新規入所の場合、<u>入所後1カ月以内に育休復帰する必要があります</u>（4月1日入所の場合は5月1日までに復帰）。そのため、8月1日復帰予定の方は申請できません。ただし、入所決定に合わせて育休復帰を早め5月1日までに復帰する場合は申請が可能です。</p>
<p>Q5 小郡市外の認可保育所に入所できますか？</p>	<p>A5 「保護者の勤務地が遠く、小郡市内の保育所では送迎が間に合わない」などの特別な理由があれば、他市町村の保育所が利用できる「<u>広域入所</u>」の申請が可能です。広域入所申請の可否、申請書の提出期限などについては入所希望園がある市町村との協議のうえで決定します。利用を希望する方は<u>事前にご相談</u>ください。</p>
<p>Q6 年度途中の入所申請はできますか？</p>	<p>A6 申請可能です。ただし、4月1日の入所者でほとんどの枠が埋まってしまう可能性が高く、年度途中での入所は難しくなる可能性が高いです。申請時期などの詳細は6ページをご確認ください。</p>
<p>Q7 育児休業を延長する場合、保育所に入所できなかった証明を会社（勤め先）に提出する必要があると聞きました。どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A7 お子さんが1歳になる誕生日より前の入所希望日で、保育所入所の申請をしてください。 （例）令和6年7月21日生まれ→令和7年7月1日入所（申請締切：5月10日または6月10日） 選考の結果、入所が出来ない場合は、「保育所入所保留通知書」を送付します。その通知書をもって、お勤め先並びにハローワークで育児休業延長の手続きをしてください。</p>

II 保育所入所後の手続きについて

<p>Q8 求職活動中で保育所を利用しています。定められた期間内に仕事が決まらなかったらどうなりますか？</p>	<p>A8 <u>原則退所</u>となります。 求職中で入所した場合は入所した日から3か月以内、保育所利用中に退職した場合は退職日から数えて90日後が属する月の月末までに就労証明書をご提出ください。 なお、求職による保育所利用は年度内で通算3か月までです。</p>
<p>Q9 求職活動中で保育所を利用しています。就労が決まったため保育標準時間に変更したいのですが、どうすればいいですか？</p>	<p>A9 保育標準時間を希望する月の前月末日までに就労証明書（間に合わない場合は申立書）を提出してください。提出の翌月から保育標準時間に変更します。 なお、月途中での変更はできません。</p>
<p>Q10 保育要件が変更になりました。どのような手続きが必要ですか？ （例1）産休に入った（例2）転職した（例3）仕事を辞め、求職活動を始めた</p>	<p>A10 変更後の保育の必要性を証明する書類を速やかにご提出ください。 なお、産休・育休に入った際に必要な手続きは16ページにまとめています。</p>
<p>Q11 引っ越しや結婚、離婚などによって家庭の状況が変わった場合、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A11 家庭の状況が変わった場合、保育料・副食費が変更になる場合があります。速やかに市保育所・幼稚園課へご連絡ください。 また、状況に応じて戸籍謄本などの書類の提出を求められる場合があります。</p>
<p>Q12 転園したい場合はどうすればいいですか？</p>	<p>A12 <u>年度途中での転園はできません</u>。転園希望の方は、4月1日入所の一斉申込み受付期間に市保育所・幼稚園課へご相談ください。（令和7年4月1日転園希望の場合は令和6年11月1日～12月17日） ただし、<u>転園の確約はできません</u>。転園できなかった場合は、現在利用中の保育所を継続利用可能です。</p>

III 保育料（副食費）について

<p>Q13 保育料（副食費無償化）算定に用いられる市民税は、いつの収入を基に決定されますか。</p>	<p>A13 以下の期間の収入を基に決定します。 ・令和7年4月～令和7年8月の算定 ⇒令和5年1月～令和5年12月の収入 ・令和7年9月～令和8年3月の算定 ⇒令和6年1月～令和6年12月の収入</p>
<p>Q14 保育料の口座振替日はいつですか。</p>	<p>A14 認可保育所の場合、毎月末日（土・日・祝日・年末年始の場合は翌営業日）です。認定こども園、小規模保育所は園が保育料を徴収しますので、ご利用中の園にお尋ねください。</p>
<p>Q15 残高不足で保育料の口座振替ができませんでした。納付までの流れを教えてください。</p>	<p>A15 口座振替ができなかった方には、ご自宅に納付書をお送りします。お近くの金融機関または市保育所・幼稚園課窓口（あすてらす内）で速やかにお支払いください。</p>

1 1. ファミリー・サポート・センター事業について

I ファミリー・サポート・センターとは？

子育て中の家庭が、仕事と育児を両立し、安心して生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う組織です。



II 援助活動の内容

- ・仕事や買い物などで外出する際のお子さんの預かり
- ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際のお子さんのお預かり など
- ※宿泊を伴う援助、病児・病後児の援助、家事の支援は対象外

III ご利用にあたって

はじめに、会員登録が必要です。次の要件をみたまつ場合であれば、どなたでも会員登録ができます。また、両方の会員になることもできます。

<依頼会員>

- ・市内在住または、市内事業所等に勤務する人
- ・生後6か月以上の乳幼児～小学生のお子さんがある世帯
- ・センターが実施する講習会または、事業説明を受講した人（1時間程度）

<協力会員>

- ・市内在住でかつ、20歳以上の人
- ・健康で積極的に活躍できる人
- ・センターが実施する講習会を受講した人（5日間程度）

IV 利用料金

利用料金は下表のとおりです。その他交通費などの実費や食事代がかかる場合があります。

曜日	時間	1時間あたり	10分あたり
月～土曜日 (祝日を除く)	午前7時～午後7時	600円	100円
	午後7時～午後9時	900円	150円
日曜日・祝日(12/29～1/3含む)		900円	150円

利用料金は、依頼会員が協力会員へ直接お支払いください。

V 申込み先

お申込みの際は、下記の事業所へご連絡ください。

ファミリー・サポート・センターおごおり（シルバー人材センター2階）
小郡市福童688番地1 ☎0942-27-5411

※年間の講習会スケジュールの関係上、協力会員の登録は、すぐにできない場合があります。

※ファミリー・サポート・センターを利用する市内在住の依頼会員のうち、下記対象者は登録後助成を受けることができます。

対象者	登録申請時に必要な書類
ひとり親世帯（所得制限有）	会員証＋児童扶養手当証書又は戸籍謄本・所得課税証明書
生活保護世帯	会員証＋福祉事務所長の発行する証明書
市町村民税非課税世帯	会員証＋所得課税証明書

問合せ先 **こども家庭支援課** **こども家庭係** ☎72-6666（内線713）

(入所案内以外) 子どもが病気になった時に・・・

12. 病児・病後児保育事業について

病気回復期等にあるお子さんを病院、診療所などに併設された保育施設でお預かりする事業です。お子さんが病気または病気回復期で、仕事などにより家庭での保育が困難な場合に利用できます。

- 委託施設
 - ・社会福祉法人こぐま福祉会「こぐま子どもの家」(小郡市大板井1143-1)
 - ・社会医療法人天神会「まどかチャイルドケアセンター」(小郡市あすみ1-40)
- 利用可能日
 - 月曜日～土曜日(日・祝日・盆・年末年始は休み)
- 対象者
 - 病気または病気回復期の、0歳※から小学6年生までのお子さん
 - ※「こぐま子どもの家」では生後3か月から、
 - 「まどかチャイルドケアセンター」では生後10か月から受入れ可
- 利用条件
 - ・子どもが病気にかかっていること
 - ・保護者が仕事や病気で、昼間家庭での保育ができないこと

※インフルエンザ・麻疹・流行性角結膜炎(はやり目)・2歳未満のRSウイルス(細気管支炎)・水痘・新型コロナウイルス感染症の場合はお預かりできません。ただしこのうち、インフルエンザ・RSウイルス・水痘については各施設で受入の基準が異なります(受入できる場合があります)。受入基準等、その他詳細については市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、受入対応に変更が生じる場合があります。

- 利用方法 「病児保育ナビ」で利用予約ができます。「福岡県 病児保育ナビ」で検索または右のQRコードよりお申込みください。
 - ただし、こぐま子どもの家を利用する場合は事前登録が必要です。
 - 下記問い合わせ先へご連絡ください。



○利用料・利用時間

※下記のほか、児童の状況により必要となった諸経費(医療費など)は別途実費負担となります。

【こぐま子どもの家】

年齢	8:30~16:00	7:30~8:30 16:00~18:00
生後3か月～小学6年生	2,000円	30分あたり150円

【まどかチャイルドケアセンター】

年齢	8:30~17:30 (土曜日は12時30分まで)
生後10か月～小学6年生	2,000円

○問い合わせ先

- ・こぐま子どもの家 ☎0942-72-7221 (代表)
- ・まどかチャイルドケアセンター ☎0942-65-9096



13. 申請書記入例

令和7年度子ども・子育て支援施設型給付費等教育・保育給付認定申請書
(施設利用申請書兼児童台帳) 記入例

0歳・1歳・2歳・3歳・4歳・5歳			在・新
1.新規	2.継続	3.変更	4.再交付

小郡市長様

申請(申込)日 令和 6 年 11 月 △△日

※黒または青のボールペン・万年筆で記入してください

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、保育所(保育部分)入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。
(幼稚園(幼稚園部分)については、直接施設へ申請してください。)

保護者氏名 小郡 ××

利用を希望する認定区分	<input type="checkbox"/> 1号(教育) (幼稚園名:)	2号(保育3歳以上児) <input checked="" type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	3号(保育3歳未満児) <input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間
ふりがな	おごおり ◇◇		
児童氏名	小郡 ◇◇	令和3年7月8日生	保護者との続柄 子
現住所	小郡市 255番地1 ※市外の方は「小郡市」を見え消しの上、現住所記入		現在の保育状況 1 保育所 4 他人預 2 幼稚園 5 自宅 3 親戚預 6 その他()
令和6年1月1日の住所	現住所と同じ ○○市○○ △△△-××		電話番号 自宅 0942-72-2111
令和7年1月1日	認定者番号		父の携帯 090-○○○○-△△△△
			母の携帯 080-○○○○-△△△△

単身赴任等で別居となっている場合については、世帯は同一とみなすため世帯員情報を記入してください。

①世帯の状況(児童本人を含めすべての同一世帯員及び同居人を記入ください。)

ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	勤務先・就学先等 (児童は学校・保育所等)	備考 (職場等の連絡先)	障がい等の有無
小郡 ××	父	大正昭和・平成・令和 △年 ○月×日	同(別)	(株)○○○ (単身赴任)	092-651-××××	
小郡 △△	母	大正昭和・平成・令和 △年 ○月×日	同(別)	農業		
小郡 □□	姉	大正・昭和・平成・令和 30年 5月6日	同(別)	小郡小1年	療育手帳	有
小郡 ◇◇	本人	大正・昭和・平成・令和 3年 7月8日	同(別)			
小郡 ▽▽	祖父	大正昭和・平成・令和 △年 ○月×日	同(別)	(株)×××	0942-77-××××	

学生の方は、入所希望日の時点(例:4月入所の場合は4月1日)での学年を記入してください。

同居する世帯員が身体障害者手帳または療育手帳を取得されている場合は「有」と記入し、手帳の写し等を提出してください。

②税情報等の提供に当たっての署名欄

【注意事項】
(新規申込みおよび転園希望の方)
①入所を希望する保育所(園)について、第5希望までしか記入がない場合、調査票での記載事項にかかわらず、この欄に記入のある園のみで選考します。
②選考を円滑に行うため、案内を受けても入所をしない園は記入しないようにしてください。
③小郡中央保育園を希望する場合、本園と分園とを区別して記載してください。

要な市町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む)及び世帯情報額について、特定教育・保育施設等に提示することに同意します。
を提出することに同意します。
査結果(認定証交付)が令和7年3月以降になることを了承します。
保護者氏名 小郡 ×× ※押印不要

(継続利用を希望される方)
現在利用されている施設に継続利用を希望される場合は、第1希望に入所施設を記入してください。

望される方は、記入不要です。)

から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
から 17 時 00 分(お迎え) まで
護・看護 災害復旧 その他()
まで 通勤等(通学)時間 (往復) 1 時間 00 分

母 就労 出産 求職 就学 疾病・障害 介護・看護 災害復旧 その他()

就労等(就学)時間 8 時 30 分 から 16 時 30 分 まで 通勤等(通学)時間 (往復) 0 時間 30 分

育児休業明け 無し 有り (令和7年 5 月 1 日復帰予定)

生計中心者の失業 無し 有り (離職日: 年 月 日)

入所を希望する保育所(園)等名	第1 ○○○保育園	第4 □□□保育園 本園
	第2 △△△保育所	第5 ○△□保育所 分園
	第3 ×××保育園	第6 ×□□保育園